

○芦屋市市民サービスコーナー運営要綱

平成4年9月22日

訓令甲第4号

注 平成16年4月1日訓令甲第2号から条文注記入る。

改正 平成5年6月1日訓令甲第6号

平成9年4月1日訓令甲第6号

平成12年4月1日訓令甲第6—4号

平成16年4月1日訓令甲第2号

平成17年11月26日訓令甲第11号

平成18年2月1日訓令甲第2号

平成20年10月1日訓令甲第13号

平成21年4月1日訓令甲第6号

平成24年7月9日訓令甲第8号

平成25年12月1日訓令甲第12号

平成28年1月1日訓令甲第1号

令和2年12月1日訓令甲第5号

各部課

各かい

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の便宜を図るため、市民サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 サービスコーナーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ラポルテ市民サービスコーナー	芦屋市船戸町4番1—308号

(取扱事務)

第3条 サービスコーナーにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。

(1) 戸籍謄抄本又は戸籍の記録事項証明書の交付

- (2) 戸籍の附票の写しの交付
- (3) 住民票の写しの交付
- (4) 住民票記載事項証明書（年金の現況届を含む。）の交付
- (5) 除籍謄抄本又は除籍の記録事項証明書の交付
- (6) 改製原戸籍謄抄本の交付
- (7) 戸籍の受理証明書の交付
- (8) 戸籍届書類の記載事項証明書の交付
- (9) 戸籍の記載事項証明書の交付
- (10) 印鑑登録証明書の交付
- (11) 市民税・県民税課税証明書の交付
- (12) 市民税・県民税所得証明書の交付
- (13) 固定資産課税台帳記載事項証明書の交付
- (14) 固定資産課税台帳記載事項証明書兼公課証明書の交付
- (15) その他市長が定める事務

（平16訓令甲2・平17訓令甲11・平20訓令甲13・平24訓令甲8・平25訓令甲12・平28訓令甲1・一部改正）

（交付請求）

第4条 サービスコーナーにおいて、前条に掲げる謄抄本、証明書等（以下「証明書等」という。）の交付を受けようとする者は、サービスコーナーに備付けの申請書に、所定の料金を添えて交付請求するものとする。

（平16訓令甲2・平20訓令甲13・平25訓令甲12・平28訓令甲1・一部改正）

第5条 削除

（平17訓令甲11）

（休業の日）

第6条 サービスコーナーの休業の日は、次のとおりとする。

- (1) 木曜日、日曜日
- (2) 4月29日及び5月3日から5月5日までの日  
12月29日から翌年1月3日までの日

(平16訓令甲2・令和2訓令甲5・一部改正)

(事務取扱時間)

第7条 前条に規定する日を除く日のサービスコーナーの事務取扱時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前10時から午後6時まで
- (2) 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 午前10時から午後5時まで

2 前項第1号に規定する時間のうち午後5時30分以後の時間及び同項第2号に規定する日における第3条第7号、第8号、第13号及び第14号の事務の取扱いについては、交付申請の受付時の即時交付は行わない。

(平16訓令甲2・全改, 平18訓令甲2・平20訓令甲13・平21訓令甲6・平24訓令甲8・平25訓令甲12・平28訓令甲1・令和2訓令甲5・一部改正)

(交付申請の取次ぎ)

第8条 前条の規定により即時交付できない事務については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 前条第2項に規定する時間又は日は、交付申請の受付のみを行い、証明書等の交付は、受付日の翌日以後(受付日が前条第1項第2号に規定する日又はその前日の場合は、受付日の翌日以後で同号に規定する日でない日)に行うものとする。
- (2) 前号の規定により交付申請の取次ぎを行った証明書等は、受付日から7日以内に受領するものとし、当該期間内に受領しない場合は、当該交付申請を無効とする。

(平16訓令甲2・追加, 平20訓令甲13・平28訓令甲1・一部改正)

(臨時休業)

第9条 第6条の規定にかかわらず、市長が業務上特別の事由があると認めるときは、臨時にサービスコーナーの事務を休業することができる。

(平16訓令甲2・旧第8条繰下)

(補則)

第10条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平16訓令甲2・旧第9条線下)

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則 (平成5年6月1日訓令甲第6号)

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日訓令甲第6号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日訓令甲第6—4号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日訓令甲第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月26日訓令甲第11号)

この訓令は、平成17年11月26日から施行する。

附 則 (平成18年2月1日訓令甲第2号)

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日訓令甲第13号)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日訓令甲第6号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日訓令甲第8号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年12月1日訓令甲第12号)

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月1日訓令甲第1号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日訓令甲第5号)

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。